

入会金及び会費に関する細則

(2011年6月10日 総会議決)

(2015年6月12日 総会議決)

(2022年6月26日 総会議決)

(入会金)

第1条 本会の入会金は、次のとおりとする。

- (1) 正会員 3,000円
- (2) 看護師会員 3,000円
- (3) 特別会員 20,000円
- (4) 学生会員 免除
- (5) 賛助会員 20,000円

2 既納の入会金は、いかなる理由があっても返還しない。

(会費)

第2条 本会の会費は、次のとおりとする。

- (1) 正会員 年額 10,000円
- (2) 看護師会員 年額 5,000円
- (3) 特別会員 年額 10,000円
- (4) 学生会員 大学院生 年額 5,000円
大学院生以外の学生（専門学校生を含む） 年額 1,000円
- (5) 賛助会員 年額 10,000円

2 既納の会費は、いかなる理由があっても返還しない。

(入会金及び会費の特例)

第3条 名誉会員は、会費を納めることを要しない。

2 学術総会において発表するもの、又は日本東洋医学雑誌への投稿論文の共同執筆者となるもので、そのために一時的に会員になる場合は、入会金を免除し、会費は10,000円とする。

(細則の変更)

第4条 この細則は、社員総会の決議によって変更することができる。

附則（2011年4月1日施行）

1 この細則は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める一般社団法人の設立の登記の日から施行する。

附則（2015年6月12日施行）

1 この細則は、第66回定時社員総会終了翌日から施行する。

附則（2022年6月27日施行）

- 1 この細則は、第73回定時社員総会終了翌日から施行する。